

〔行政指導〕

（流通・取引対策③）

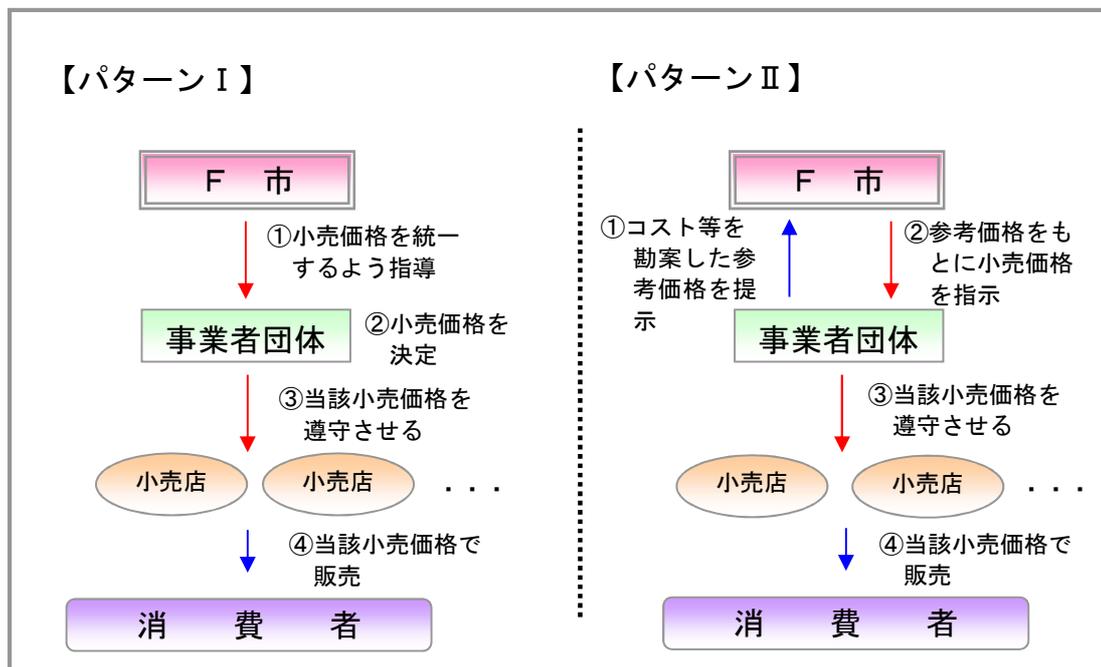
6 市による灯油の小売価格の統一に係る行政指導について

市が、事業者団体を通じて市内の小売業者に対し灯油について統一価格で販売するように行政指導を行うことは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねないことに加え、当該行政指導は、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。

1 相談の要旨

F市は、市民から、市内の灯油の価格が小売店によって多様であることから、価格が高い店で買ってしまったという苦情が寄せられている。このため、F市では、小売店によって灯油の小売価格が異なることのないよう、以下のような2つの対策案を検討しているが、それぞれ独占禁止法上及び競争政策上問題ないか。

- ① F市内の灯油小売業者全社が加盟している事業者団体に要請し、F市内で販売される灯油の小売価格を決めさせ、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅠ）。
- ② ①と異なり、灯油の小売価格を上記事業者団体に決めさせるのではなく、上記事業者団体からコストなどを勘案した参考価格を提示させた上、この参考価格をもとにF市において小売価格を決定し、当該事業者団体を通じて各小売店に当該価格を遵守させる案（パターンⅡ）。



2 独占禁止法上及び競争政策上の考え方

- (1) 本件は、灯油の小売価格が多様であることによる市民の不公平感を払拭するために、各小売店の販売価格を統一させるものである。
- (2) 灯油の小売価格は、小売店が自主的に設定しており、事業者は、価格の引下げを行うことなどを自由に決定することができる。公正かつ自由な競争を維持・促進するためには、商品又は役務の価格設定が、事業者の自主的な判断に委ねられる必要があり、行政機関は、法令に具体的な規定がない価格に関する行政指導により公正かつ自由な競争が制限され、又は阻害されることのないよう十分留意する必要がある。事業者又は事業者団体の行為については、たとえそれが行政機関の行政指導により誘発されたものであっても、独占禁止法の適用が妨げられるものではない（行政指導ガイドラインはじめに、2(2)）。
- (3) 灯油の小売価格は、本来小売店が自らの判断で自由に設定することができるものであるにもかかわらず、当該行政指導によってF市から示されたパターンⅠ又はパターンⅡの方法によって小売価格を統一させることは、事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに、価格引下げのインセンティブを失わせることとなり、かえって消費者の不利益にもなりかねない。また、F市がパターンⅠ及びパターンⅡにより、灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて各小売業者に当該小売価格を遵守させようとする事によって、事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど、当該事業者

団体の独占禁止法違反行為（独占禁止法第8条第1号，第4号）を誘発するおそれがある。

3 結論

市が，灯油の小売価格の統一化を図るために，市内の灯油小売業者全社が加盟する事業者団体を通じて，各小売業者に対し，市が決定した販売価格又は当該事業者団体が決定した販売価格を遵守するよう行政指導を行うことは，事業者の創意工夫の発揮を妨げるとともに，事業者による価格引下げのインセンティブを失わせ，消費者の不利益になりかねないことに加え，当該行政指導は，事業者団体が加盟小売業者の小売価格を決定するなど，当該事業者団体の独占禁止法違反行為を誘発するおそれがある。